

離島漁業再生支援交付金（継続）

1 趣 旨

離島漁業は離島経済を支える基盤産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃料・水の補給など我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって重要な課題である。

一方、漁獲物の販売・漁業資材の取得など販売・生産面では不利な条件下に置かれており、特に近年、消費者の鮮度志向が強まる中、販売面で一層不利な状況におかれ、漁業就業者の減少・高齢化も一層進行している。

このような厳しい状況にある離島漁業が衰退すれば、離島経済に重大な損害を与え、最終的には無人離島に陥り、延いては広大な排他的経済水域の管理にも支障が生じるおそれがある。

このため、国と地域がそれぞれの役割に応じて離島集落の地域活動に対し支援を行い、各島の特性の最大限の活用を図りつつ、離島の漁業を維持・再生させていくことが重要であり、交付金による支援を実施する。

2 事業内容

(1) 離島漁業再生支援交付金

共同で漁業の再生等に取り組む離島の漁業集落に対し、交付金を交付する。

(2) 離島漁業再生支援推進交付金

都道府県、市町村が実施する交付金の交付に関する説明会の開催、集落協定や実施状況報告書等の審査・確認、集落の状況を踏まえた目標設定のための調査及び指導等を行うための事務経費などを支援する。

3 交付先及び事業実施主体

都道府県、市町村

4 事業実施期間

平成27年度～平成31年度

5 平成30年度予算概算決定額（前年度予算額）

1,055,995千円（1,055,995千円）

6 交付率

定額

7 担当課

水産庁防災漁村課 03-6744-2392（直）

離島漁業再生支援交付金【平成30年度予算概算決定額 1,056(1,056)百万円】

【離島漁業再生支援交付金】1,006(1,006)百万円

第3期対策

(平成27年度～平成31年度)

共同で漁業再生活動に取り組む離島の漁業集落(地区)に対し、交付金による支援を実施。

【対象地域】

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象。

【集落協定に基づき次の取組活動を実施】

- ①漁業の再生に関する話合い
- ②漁場の生産力向上のための取組
種苗放流、漁場の管理・改善、産卵場・育成場の整備、漁場監視等
- ③漁業の再生に関する実践的な取組
新たな漁具・漁法の導入、新規漁業への着業、新規養殖業への着業、協業化による経営収支の改善・安全性の向上、低・未利用資源の活用、品質の均一化、高付加価値化、流通体制改善、海洋レジャーへの取組、伝統漁法の取組、漁労技術の向上、販路拡大等



藻場の管理改善



モズクの新規養殖



体験漁業



サワラ高付加価値化

【離島漁業再生支援推進交付金】50(50)百万円 都道府県、市町村による事業の推進を支援。

離島漁業新規就業者特別対策交付金（継続）

1 趣 旨

離島漁業は離島経済を支える基盤産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃料・水の補給など我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって重要な課題である。

離島漁業の維持・発展のためには新規就業者の定着が重要であるが、新規漁業就業者は自ら漁船・漁具等を取得する必要があるため、初期投資の大きさが漁業就業の課題となっている。

このため、初期投資負担を軽減し新規漁業就業者の定着を図るため、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援する。

2 事業内容

「浜の活力再生プラン」を策定する地域の漁業集落において、当該集落又は漁協が漁船や漁具等を、当該集落において独立して3年未満の新規漁業就業者に最長3年間貸付を行う際のリース料を支援するための交付金を交付する。

3 交付先及び事業実施主体

都道府県、市町村

4 事業実施期間

平成27年度～平成31年度

5 平成30年度予算概算決定額（前年度予算額）

135,000千円（150,000千円）

6 交付率

定額

7 担当課

水産庁防災漁村課 03-6744-2392（直）

離島漁業新規就業者特別対策交付金 【平成30年度予算概算決定額 135(150)百万円】

初期投資負担を軽減し、新規漁業就業者の定着を図るため、新たに離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援

【対象地域】

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象。

【対象漁業集落】

「浜の活力再生プラン」を策定する地域に所在する集落

【対象新規就業者】

次の要件を全て満たす者

- ・独立して3年未満かつ45歳以下の者
(ただし、「漁業人材育成総合支援事業」の長期研修受講者は48歳以下)
- ・漁船を所有していない者
- ・本事業実施初年度から3年間以上漁業に従事する予定と意欲がある者



【支援内容】

・対象漁業集落又は漁業協同組合が、漁船、漁労設備及び消耗品でない漁網・漁具を、新規就業者に貸付を行う際のリース料を支援

・支援期間は最長3年間

【スキーム図】

